

柔道整復師で健康保険が使えるケース

以下の もしくは の場合のみ、健康保険で
施術を受けられます。

急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、挫
傷（肉離れなど）

骨折・脱臼

（応急手当の場合は医師の同意は不要ですが、応
急手当後の施術には医師の同意が必要です）

、 のいずれの場合も、業務外または通勤
災害以外のものに限られます。

柔道整復師で健康保険が使えないケース

以下のケースでは**自費診療扱いになります**の
で、注意が必要です。

仕事や家事などの日常生活による単なる疲れ、
肩こり、腰痛、体調不調などに対する施術

スポーツによる筋肉疲労、負傷原因のない筋
肉痛に対する施術

神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニ
ア等の疾病からくる痛みやこりに対する施術
打撲、捻挫が治ったあとの漫然とした施術、
マッサージ代わりの利用

治癒の見込みのない長期間かつ漫然とした施術
外科・整形外科で治療を受け、同時期に同部位
について柔道整復師に施術を受けている場合
なお一般医療、はり、きゅう、あんま、マッ
サージとの併給は、重複診療として認められない
ことになっていますのでご注意ください。

骨折や脱きゅうなどで、緊急に手当てを必要とす
る場合、「ご近所にある柔道整復師（整骨院・接骨
院）はともありがたいものですが、実は「柔道整
復師はお医者さんではない」ことをご存じでしょ
うか？ そのため、健康保険が使えるケースも、ごく
わずかな範囲に限られています。これを知らずに施
術を受けていると、後日トラブルなどに発展するこ
とがありますので、充分注意してください。

柔道整復師（整骨院・接骨院）で 健康保険が使えるケースは ごくわずかです。



「保険取扱い」と
看板に書いてあっても……

柔道整復師の看板に書かれた「保険取扱い」という文言。
これは、すべての施術が健康保険でかかれます、という意味
ではありません。

そもそも、柔道整復師は医師ではないため、「健康保険でか
かれる負傷のみ、健康保険扱います」ということなのです。
この点を、くれぐれも誤解のないようにお願いします。

柔道整復師で健康保険を
使うときに注意すること

1 負傷原因は正確に

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害や通勤災
害に該当する場合は、健康保険は使えません。また、交通事
故に該当する場合は必ず健保組合に連絡してください。

2 委任欄への署名(捺印)は必ず自分で

柔道整復師で施術を受けると、柔道整復師が作成した療養
費支給申請書の受取代理人欄に署名を求められます。このと
き、支払った金額と自己負担額が合っているか、受診回数は
合っているか、負傷名・負傷原因は正しいか、施術内容が合
っているかを必ず確認し、自分で署名(捺印)をしてくださ
い。

内容をよく確認せずに署名したり、白紙の申請書に捺印を
したことで、後日思わぬトラブルに発展することがあります。
くれぐれも柔道整復師まかせにすることのないよう、お願い
します。

3 領収書をもらいましょう

領収書をもらっておくと、所得税の確定申告の控除対象に
なりますので、大切に保管してください。